

令和5年度階層別選択研修（市町村） 「地方自治法B（事例研究編）」実施要領

1 目的

地方自治法の仕組みについて理解を深めるとともに、解釈運用上の重要な課題と対応、新たな制度について学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図る。

2 対象

主任級以下の職員

※ただし、地方自治法の基本的な知識を確認しながら、事例問題を通じて実践的に地方自治法の理解を深めたい職員とする。

3 予定人員

市町村75人

4 日程

10月26日（木）・10月27日（金）・11月 2日（木）・11月 9日（木）

各9：00～16：30

	9:00	9:05		12:00	13:00		16:30
1 目 目	オリ ン テ ー シ ョ ン		講 義・演 習	休 憩		講 義・演 習	
	9:00			12:00	13:00		16:30
2 目 目 3			講 義・演 習	休 憩		講 義・演 習	
	9:00			12:00	13:00		16:30
4 目 目			講 義・演 習	休 憩		講 義・演 習	講義の 振り返り等
	9:00			12:00	13:00		16:25 16:30

5 講師

中央大学法科大学院 教授 土田 伸也 氏

6 会場

彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター

【所在地】さいたま市北区土呂町2-24-1

7 携行品

筆記用具、名札（日常使用しているもので結構です。）

8 その他

- (1) 実施要領、シラバス（研修科目案内）、「充実した研修にするために～研修生の心得～」を必ず御確認の上、御参加ください。
- (2) 研修中はこまめに手洗いや手指消毒を行ってください。
また、発熱や咳の症状が見られる方は、研修の受講を御遠慮ください。
なお、研修中に体調が優れなくなった場合は、速やかに事務局にお申し出ください。
※マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとします。
- (3) 業務等の都合によりやむを得ず欠席（遅刻・早退）する場合は、欠席（遅刻・早退）届を以下のとおり提出してください。また、欠席（遅刻・早退）することが当日判明した場合は、速やかに当広域連合に連絡してください。
【提出方法】研修担当課へ欠席（遅刻・早退）を申し出てください。
- (4) 昼食は、近隣に施設が少ないので、なるべく各自で用意してください。
なお、業者による弁当の販売は行いませんので、御注意ください。

担当：人材開発グループ市町村職員担当 菊地

【E-Mail】 s.kikuchi@hitozukuri.or.jp 【電話】 048-664-6684 【FAX】 048-664-6667

充実した研修にするために

～ 研修生の心得～

1 研修開始前までは

- ① 研修開始時刻5分前までには会場に到着して、出席簿にフルネームでサインをしてください。所属・氏名等に誤りや漏れがある場合は、速やかに研修担当者に申し出てください。
- ② 研修開始時刻までに着席し、受講態勢を整えてください。

〔日程例〕

1日目	朝の セッション	講義・演習	休憩	講義・演習		
	9:00	9:05	12:00	13:00	16:25	16:30
2日目	講義・演習	休憩	講義・演習	講義の 振り返り等		

2 研修中は

- ① 私語は、他の研修生の迷惑となりますので慎んでください。
- ② 演習は講師の指示に従い積極的に参加してください。なお、討議終了時刻や、発表のための集合時刻に遅れないよう、時間管理をしっかり行ってください。
- ③ 研修受講中にやむを得ず入退室する場合は、講師に対し失礼のないよう黙礼し、着席（退席）してください。
- ④ 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするなど音が鳴らないようにし、応答やメールは控えてください。
- ⑤ 研修受講中の飲食は原則禁止です。
- ⑥ 名札は、研修生相互の交流と事務連絡の円滑化を図るためのものですので、必ず着用してください。
- ⑦ アンケートは、研修の企画・運営の参考にさせていただくとともに、研修の参加確認を行うため記名式になっています。休憩時間や研修終了後の時間を利用して御入力いただき、必ず提出してください。
- ⑧ 膝掛け及び座布団の貸出は、感染予防対策の観点からしばらくの間実施しません。必要な方は各自御準備ください。
- ⑨ 研修終了後は、研修担当者の指示に従い静かにお帰りください。
- ⑩ 講義の録音・録画・撮影は、講師から許可がある場合を除き、原則禁止です。

3 休憩のときは

- ① 他の研修の迷惑にならないよう行動してください。なお、貴重品は携行してください。
- ② 喫煙は、屋外の喫煙場所をお願いします（館内は全面禁煙です。）。
- ③ 昼食は、2階の指定の教室又は研修室内でお取りください。
- ④ ゴミは、お持ち帰りいただくか、2階廊下のゴミ箱に分別してお捨ててください（ペットボトル等の放置がないように御注意ください。また、ゴミ、ペットボトル等の分別収集に御協力ください。）。

4 当番の役割は

必要な場合、研修担当者から別途お願いいたしますので、御協力ください。

5 こんな場合には

- ① 遅刻・早退・欠席をするときは、その理由を所定の入力フォームに記入して、研修担当者に届け出てください。なお、遅刻、欠席の場合は、必ず事前に連絡してください。
- ② 研修中は、緊急の場合を除き、外部からの連絡は取り次ぎません。伝言等は研修室後方の白板に掲示しますので、休憩時やお帰りの際に必ず確認してください（確認後は必ず伝言等を消してください。）。
- ③ 自動車での来所は、特別の事情がない限り御遠慮ください。やむを得ず自動車を使用するときは、環境保護のため、樹木に排気ガスがかからないように前向駐車をし、また、駐車場内ではアイドリング・ストップをお願いします。
- ④ 万一に備え、館内案内図を見て非常口を確認してください。地震・火災等の発生に伴い避難が必要な場合には、館内放送及び広域連合職員の指示に従い、冷静かつ迅速に行動してください。
- ⑤ 研修の記録として写真を撮らせていただくことがあります。なお、撮影した写真を当広域連合で発行する情報誌等で使用する場合がありますので御了承ください。
- ⑥ 体調等が優れない場合は、速やかに研修担当者や事務室職員にお申し出ください。

自治人材開発センター案内図

【所在地】 ^{とろ}さいたま市北区土呂町2-24-1 【電話】 048-664-6684

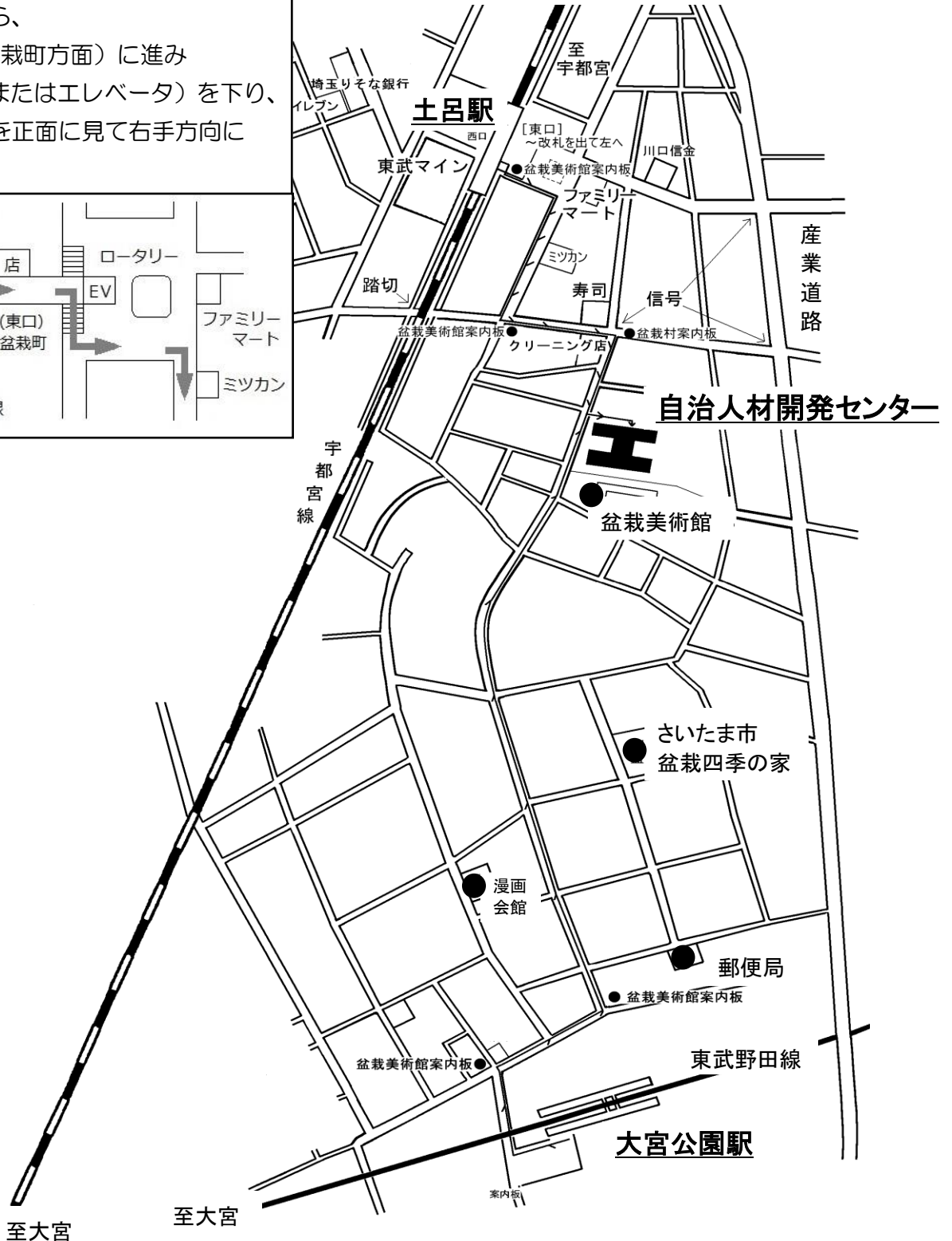
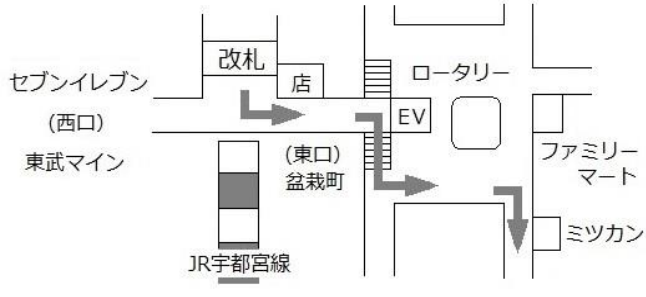
JR宇都宮線 土呂駅(東口)から徒歩約5分

東武野田線 大宮公園駅から徒歩約10分

JR宇都宮線 土呂駅 より

土呂駅の改札を出たら、

- ①左手の「東口」(盆栽町方面)に進み
- ②次に右側の階段(またはエレベータ)を下り、
- ③ファミリーマートを正面に見て右手方向にお進みください。



階層別選択研修（市町村）

研修名	中級【法律・経済分野】	受講者の声		
	地方自治法B (事例研究編)	法律を作った立法者の立場や、影響を受ける人の立場から法律の考え方を学ぶことが出来ました。難しい内容ではありましたが、わかりにくいところは事例を交えながら説明してくださり、法律用語の解説なども丁寧だったので非常にわかりやすい講義でした。		
講師	中央大学法科大学院 教授 土田 伸也	実施日数・時間	4日間	
		手法	通所研修	
		会場	自治人材開発センター	
		市町村研修コード	208	
ねらい	地方自治法の仕組みについて理解を深めるとともに、解釈運用上の重要な課題と対応、新たな制度について学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図ります。			
対象者	主任級以下の職員 ※ただし、地方自治法の基本的な知識を確認しながら、事例問題を通じて実践的に地方自治法の理解を深めたい職員とする。			
実施日	10/26(木)・10/27(金)・11/2(木)・11/9(木)			
予定人員	市町村75人			
学 習 計 画				
日程	カリキュラム	時間数		内 容
		時	分	
1日 9:00 ～ 16:30	地方自治の基礎	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治と法 地方公共団体の種類 地方公共団体の組織 演習
2日 9:00 ～ 16:30	地方公共団体の事務と自治立法権	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務 自治立法 演習
3日 9:00 ～ 16:30	国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 関与の仕組み 紛争処理の仕組み 地方公共団体相互間の協力 演習
4日 9:00 ～ 16:30	住民からの作用	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 住民による直接請求と監査制度 住民訴訟 住民投票 演習
特記事項	<p>・参考図書（講義内容を深めるために、事前学習や復習に最適な図書です。）</p> <p>【入門書】板垣勝彦 著『自治体職員のためのようこそ地方自治法（第3版）』（第一法規）</p> <p>【概説書】猪野積 著『地方自治法講義（第5版）』（第一法規）</p>			